

豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を得て行われるNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。）等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）及び交通機関空白の過疎地における有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）について、その必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便性の確保に係る方策等を協議することを目的とする。

（主宰）

第3条 協議会は、豊田市が主宰する。

（協議事項）

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- （1）福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性についての意見の集約
- （2）福祉有償運送及び過疎地有償運送を行う場合の安全の確保及び旅客の利便性の確保に係る方策
- （3）福祉有償運送及び過疎地有償運送の許可及び更新の申請内容
- （4）福祉有償運送及び過疎地有償運送の適正な実施
- （5）その他主宰者が必要と認めること

（構成員）

第5条 協議会の構成員は、豊田市公共交通会議規約（平成17年8月29日）第4条に定められた豊田市公共交通会議委員をもって構成員とする。

（会長及び会長の職務代理）

第6条 協議会の会長は、豊田市公共交通会議の会長が兼務する。

- 2 会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(職務)

第7条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第8条 会長は、必要に応じて委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務)

第9条 協議会の事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課で行う。

2 前項に係わらず、福祉有償運送に係る事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課、福祉保健部 高齢福祉課及び障害福祉課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年10月12日から施行する。